**大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会**

**資料　2**

**教育・保育施設における重大事故の再発防止のための事後的な検証部会の設置の概要**

**○事故報告の義務化**

平成27年度から、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。

また、平成29年11月には、児童福祉法施行規則が改正され、認可外保育施設等に関する事故が発生した場合の報告義務に関する規定整備がなされた。

これらを受けて、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業において死亡事故や治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等については、国へ報告が義務づけられている。（平成29年11月10日付国通知「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」）。

**○検証組織の設置**

平成28年3月31日付国通知「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」において、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業（以下「教育・保育施設等」という。）における子どもの死亡事故等の重大事故について、外部の委員で構成する検証組織を設置することとされた。

このうち、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業（指定都市及び中核市が指導監督する施設を除く）で事故が発生した場合は、都道府県が検証の実施主体とされたため、大阪府社会福祉審議会の児童福祉専門分科会に「教育・保育施設における重大事故の再発防止のための事後的な検証部会」を設置することとした。

**○検証組織の概要**

**１　検証の実施主体及び対象**

検証の対象は下記の①～⑤のとおり。

①特定教育・保育施設

②特定地域型保育事業

③地域子ども・子育て支援事業

④認可外保育施設

⑤居宅訪問型保育事業（認可外）

検証の実施主体は、

①～③は市町村、

④、⑤は都道府県、指定都市、中核市　となる。

なお、本府においては、資料5のとおり認可外保育施設の指導監督権限を大阪版地方分権推進制度により市町村（大東市、四條畷市、交野市を除く。以下同様）に移譲している。

このため、事故検証が必要な事例が発生した場合は、関係者として市町村担当者の出席を求め、その指導監督の状況などを把握する必要が生じる。

**2　設置後の審査事務**

・「認可外保育施設」及び「認可外の居宅訪問型保育事業」（指定都市及び中核市が所管するものを除く）において発生した重大事故の事実把握、発生原因の分析及び再発防止策の検討を行うための調査審議等を行う。

・上記の再発防止策をまとめ、府に報告する。

**3　検証の対象となる重大事故**

・子どもの死亡事故

・治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等の中で府において検証が必要と判断した事例

**4　他府県の事故検証の状況**

・東京都中央区認可外保育施設（事業所内保育施）において、平成28年3月に発生した事故

１歳２か月の男児が午睡中に死亡

・埼玉県川口市認可外保育施設において、平成27年9月に発生した事故

0歳3か月の男児が保育中に死亡

・栃木県那須塩原市幼保連携型認定こども園において、平成28年7月に発生した事故

5歳女児がプール活動中に意識不明となる事故

・大阪市淀川区認可外保育施設において、平成28年4月に発生した事故

1歳男児が就寝中に死亡